

令和8年11月15日執行予定 舞鶴市議会議員一般選挙における 当日投票所の変更及び投票所閉鎖時刻の繰り上げ等について (お知らせ)

令和8年11月15日執行予定の舞鶴市議会議員一般選挙について、下記のとおり令和8年4月の京都府知事選挙から変更しましたのでお知らせいたします。

記

1 当日投票所の変更…3ヶ所変更（別紙資料1参照）

	R8京都府知事選挙	R8市議会議員一般選挙	変更理由
第8投票区	倉梯第二小学校	南公民館	空調設備のある施設へ変更
第41投票区	中筋小学校	城南中学校（体育館）	空調設備のある施設へ変更
第48投票区	旧岡田上小学校	宇谷会場	設備故障のため臨時変更

2 当日投票所閉鎖時刻の繰り上げ…28ヶ所（別紙資料2参照）

	全投票所	繰上投票所数	2時間繰り上げ	1時間繰り上げ
R8知事選挙	58ヶ所	15ヶ所	9ヶ所	6ヶ所
R8市議選挙	58ヶ所	28ヶ所	18ヶ所	10ヶ所

3 当日投票所投票管理者の交替制を導入（別紙資料3参照）

「当日投票所投票管理者」については、「1日従事」/「半日従事」を選択いただけるように自治会からの推薦方法を変更しました。（R8知事選までは1日従事のみ）

	従事時間
1日従事	7:00～20:00（13時間）
交替制（新規）	① 7:00～13:00（6時間） ② 13:00～20:00（7時間）



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市選挙管理委員会事務局（担当：多田、村尾）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1044(総務課内)、FAX:0773-62-5099
E-mail:senkan@city.maizuru.lg.jp

別紙資料1

令和8年11月15日執行予定 舞鶴市議会議員一般選挙 投票所一覧

投票区	投票所施設名	投票所住所	備考
1	舞鶴市役所	舞鶴市字北吸1044	
2	三笠小学校	舞鶴市桃山町15-1	
3	白糸中学校	舞鶴市字浜840	
4	新舞鶴小学校	舞鶴市字溝尻1200-4	
5	東図書館	舞鶴市字溝尻25	
6	北浜市民交流センター	舞鶴市北浜町20-7	
7	倉梯小学校	舞鶴市字行永291	
8	南公民館	舞鶴市字森1005-3	空調設備のある施設に変更
9	白鳥団地集会所	舞鶴市字森250	
10	青葉中学校	舞鶴市字行永1810	
11	堂奥公会堂	舞鶴市字堂奥2368-1	
12	与保呂小学校	舞鶴市字与保呂48	
13	常公園管理事務所	舞鶴市常新町82	
14	志楽小学校	舞鶴市字小倉60	
15	松尾寺駅	舞鶴市字吉坂無	
16	大波下集会所	舞鶴市字大波下398-1	
17	大波上集会所	舞鶴市字大波上189-2	
18	登尾公会堂	舞鶴市字登尾541	
19	河辺集会所	舞鶴市字西屋547-1	
20	田井原子力防災センター	舞鶴市字田井97-2	
21	野原公民館	舞鶴市字野原886	
22	旧丸山小学校	舞鶴市字三浜678	
23	瀬崎集会所	舞鶴市字瀬崎448	
24	大丹生コミュニティセンター	舞鶴市字大丹生212	
25	上佐波賀集会所	舞鶴市字佐波賀294	
26	大浦会館	舞鶴市字中田459	
27	さくらんぼ園	舞鶴市字余部上821	
28	中総合会館	舞鶴市字余部下1167	
29	中保育所	舞鶴市字余部下1063	
30	和田中学校	舞鶴市字和田640-4	
31	舞鶴市西支所	舞鶴市字南田辺1	
32	ルンビニこども園	舞鶴市字寺内90	
33	魚屋公民館	舞鶴市字魚屋83-2	
34	吉原小学校	舞鶴市字東吉原613	
35	福井小学校	舞鶴市字下福井702-1	
36	吉田公会堂	舞鶴市字吉田188	
37	青井集会所	舞鶴市字青井278	
38	城南会館	舞鶴市字女布406-3	
39	城屋公民館	舞鶴市字城屋876-2	

別紙資料1

40	西舞鶴高等学校	舞鶴市字引土 1 4 5	
41	城南中学校	舞鶴市字京田 3 0	空調設備のある施設に変更
42	真倉公会堂	舞鶴市字真倉 8 2 5	
43	池内公民館	舞鶴市字布敷 1 2 0	
44	上根公民館	舞鶴市字上根 2 2 4	
45	岸谷公民館	舞鶴市字岸谷 1 5 1	
46	余内小学校	舞鶴市字倉谷 3 0	
47	清美が丘団地集会所	舞鶴市清美が丘 5 - 3	
48	宇谷会場	舞鶴市字桑飼上 1 1 9 0 - 1	設備故障のため臨時変更
49	岡田由里公民館	舞鶴市字岡田由里 7 2 8	
50	西方寺ふれあい会館	舞鶴市字西方寺 4 2 7	
51	岡田中基幹集落センター	舞鶴市字河原 1 7 3 - 1	
52	上漆原自治会館	舞鶴市字上漆原 2 2 6	
53	舞鶴市加佐分室	舞鶴市字志高 1 0 0 5	
54	久田美集会所	舞鶴市字久田美 1 4 1 8 - 3	
55	下東公民館	舞鶴市字下東 6 5 9	
56	八雲区民センター	舞鶴市字丸田 1 3 7 - 2	
57	蒲江公民館	舞鶴市字蒲江 6 7 0	
58	旧神崎小学校	舞鶴市字西神崎 2 5 7	

その他

○同一敷地内での投票所の変更

投票区	令和8年京都府知事選挙 投票所施設名	令和8年市議会議員一般選挙 投票所名施設名	備考
2	三笠小学校（昇降口）	三笠小学校（教室）	空調設備のある教室に変更
10	青葉中学校（体育館）	青葉中学校（昇降口）	改修工事のため臨時変更
14	志楽小学校（体育館）	志楽小学校（教室）	空調設備のある教室に変更

※投票環境の向上の取り組みとして、空調設備がない投票所については、空調設備が備わっている施設への変更を進めています。

○空調施設への移設状況

変更時期	投票区	変更前	変更後
R8衆院選	38	高野小学校（体育館）	城南会館
	43	池内小学校（体育館）	池内公民館
R8知事選	17	朝来小学校（体育館）	大波上集会所
	40	西舞鶴高校（体育館）	西舞鶴高校（双鶴会館）
	46	余内小学校（体育館）	余内小学校（ましみず交流センター）

【問い合わせ先】舞鶴市選挙管理委員会事務局（総務課内）

担当：多田、村尾

電話：0773-66-1044、FAX0773-62-5099

別紙資料2

令和8年11月15日執行予定 舞鶴市議会議員一般選挙
一部の当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて

近年の選挙における当日夜間帯の投票者数の減少や自治会等から投票管理者・立会人の従事が負担であるとの声を踏まえ、負担軽減の取り組みとして、令和8年4月の京都府知事選挙から一部の当日投票所の閉鎖時刻を繰り上げを実施したところです。
今回、新たに13ヶ所を午後6時または午後7時に変更しました。

【対象となる投票所】

市街地以外の周辺地域のうち、当日の夜間時間帯(午後6時～午後8時)における投票者数が10人以下となっている一部の投票所

繰り上げ投票所一覧

全投票所	繰上投票所数	2 時間繰り上げ	1 時間繰り上げ
5 8 ヶ所	2 8 ヶ所	1 8 ヶ所	1 0 ヶ所

※新規（青色）13ヶ所 変更（茶色）1ヶ所

投票区	投票所名	対象自治会等	投票時間
12	与保呂小学校	常．木ノ下．与保呂	午前7時～午後7時
15	松尾寺駅	吉坂．松尾	午前7時～午後6時
18	登尾公会堂	登尾．杉山	午前7時～午後6時
19	河辺集会所	河辺中．西屋．室牛．河辺由里． 観音寺．河辺原．栃尾	午前7時～午後6時
20	田井原子力防災センター	大山．田井．成生	午前7時～午後6時
21	野原公民館	野原	午前7時～午後6時
22	旧丸山小学校	三浜．小橋	午前7時～午後7時
23	瀬崎集会所	瀬崎	午前7時～午後6時
24	大丹生コミュニティセンター	千歳．大丹生	午前7時～午後7時
25	上佐波賀集会所	上佐波賀．下佐波賀	午前7時～午後6時
26	大浦会館	中田．赤野．多祢寺．平．中田下	午前7時～午後7時

別紙資料2

36	吉田公会堂	大君、吉田	午前7時～午後6時
37	青井集会所	青井、白杉	午前7時～午後6時
39	城屋公民館	城屋	午前7時～午後6時
43	池内公民館	今田、堀、池ノ内下、布敷、別所、グレイスヴィル	午前7時～午後7時
44	上根公民館	上根、寺田、白滝	午前7時～午後6時
45	岸谷公民館	岸谷	午前7時～午後6時
48	宇谷会場	上村、宇谷、小原、桑飼下、地頭、小俣、大俣、滝ヶ宇呂、ライフ・ステージ 舞夢	午前7時～午後6時
49	岡田由里公民館	富室、岡田由里	午前7時～午後6時
50	西方寺ふれあい会館	西方寺	午前7時～午後7時
51	岡田中基幹集落センター	下漆原、下見谷、河原	午前7時～午後6時
52	上漆原自治会館	長谷、上漆原	午前7時～午後6時
53	加佐分室	志高、大川	午前7時～午後7時
54	久田美集会所	久田美、真壁	午前7時～午後7時
55	下東公民館	三日市、上東、下東、中山、水間、水間下	午前7時～午後7時
56	八雲区民センター	和江、丸田東、丸田西、八田、八戸地、みずなぎ学園丸田	午前7時～午後6時
57	蒲江公民館	蒲江	午前7時～午後6時
58	旧神崎小学校	油江、東神崎、西神崎	午前7時～午後7時

※投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、北部4市2町(福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)においても、既に一部投票所で実施されています。

当日投票所投票管理者の交替制について

「交替制」の導入について

令和8年市議会議員一般選挙より、当日投票管理者の負担を軽減するため、「1日従事」または「半日従事」を選択できるように変更しました。

投票管理者は、投票所における最高責任者として、厳正かつ適正な選挙執行を管理・決定していただく大変重要な立場となります。そのため、地域の実情に明るく、住民の皆様から厚い信頼を寄せられている方に引き続きお世話になりたいという趣旨から、交替制によりご負担を緩和した上で、自治会からの推薦をお願いするものです。

	従事時間	報酬（日額）
1日従事	7：00～20：00（13時間）	14，500円
交替制	① 7：00～13：00（6時間） ② 13：00～20：00（7時間）	① 6，692円 ② 7，807円

- ※自治会の実情に応じて「1日従事」「交替制」を選択していただきます。
- ※投票管理者が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が報酬額となります。
- ※交替制を利用された場合は、食事代（別途加算）は支給されません。
- ※閉鎖時間が繰り上がる投票所においても、交替時間は13:00（一律）です。

自治会からの推薦方法

投票所	投票管理者	投票立会人
期日前（3ヶ所） （市役所、西支所、加佐分室）	自治会から推薦 1日従事（交替制なし）	①自治会から推薦 ②公募立会人
当日（58ヶ所） （地域の集会所、公民館等）	自治会から推薦 ① 1日従事 ② 半日従事（交替制）	①自治会から推薦 ②公募立会人

※投票立会人について（「公募制度」の導入）【R7年参院選より実施】

令和7年度より、自治会の負担軽減策の一環として、事前に市民の方から登録を募る「公募制」を導入しております。立会人は、公平公正な視点で投票手続きを見守っていただく役割に加え、より広く多くの有権者に選挙や政治に関わっていただきたいという思いから、投票立会人については「公募制」を併用することとしております。